

00674

毎週火、金曜日発行(但休日と当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 気腫疽予防注射の実施

告示

鳥取県告示第六六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて気腫疽予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 気腫疽予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

気腫疽予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域

二月十九日 西伯郡名和町光徳区

実施場所

光徳家畜検診場